

あきる野市教育委員会 8 月定例会会議録

- 1 開催日 令和 5 年 8 月 2 3 日（水）
- 2 開催時刻 午後 2 時 0 0 分
- 3 終了時刻 午後 2 時 5 0 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 5 0 5 会議室
- 5 日程
- | | | |
|-------|-------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 6 号 | あきる野市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 1 7 号 | あきる野市学校運営協議会規則 |
| 日程第 3 | 議案第 1 8 号 | 令和 5 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 6 号補正）について |
| 日程第 4 | 議案第 1 9 号 | あきる野市産業文化複合施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問について |
| 日程第 5 | 議案第 2 0 号 | あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問について |
| 日程第 6 | 教育長及び教育委員報告 | |
- 6 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 丹 治 充 |
| 教育長職務代理者 | 田野倉 美 保 |
| 委 員 | 小 西 フミ子 |
| 委 員 | 坂 谷 充 孝 |
| 委 員 | 岡 部 秀 敏 |
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
- | | |
|------------------|-----------|
| 教 育 部 長 | 渡 邊 浩 二 |
| 指 導 担 当 部 長 | 三 品 孝 之 |
| 生涯学習担当部長 | 遠 藤 文 寛 |
| 教育総務課長 | 木 村 紋 子 |
| 教育総務担当課長 | 石 川 尚 昭 |
| 教育施設担当課長 | 岩 崎 徹 |
| 学校給食センター建設準備担当課長 | 和 田 達 也 |
| 学 校 給 食 課 長 | 森 田 速 人 |
| 指 導 担 当 課 長 | 佐 藤 宗 一 郎 |

生涯学習推進課長
スポーツ推進課長
指導主事
指導主事

沖 倉 英 基
一 瀬 秀 和
宇佐美 拓 郎
近 藤 壮一郎

9 事務局欠席者

図 書 館 長

山 根 悟

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（丹治 充君）

皆様、こんにちは。先週は、台風 7 号が近畿地方に上陸というようなことで、大きな爪痕を残したわけですが、大分被害もあったようです。心からお見舞いを申し上げたいと思います。さらに一日も早い復興が成りますよう祈念したいと思います。

開始時間となりましたので、ただいまからあきる野市教育委員会 8 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

事務局のほうでは、図書館長の山根課長が欠席となっております。

それでは、議事日程に従って会議を進めます。

まず、議事録署名委員については、坂谷委員と岡部委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 16 号あきる野市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例を上程します。

説明を指導担当部長にお願いします。

指導担当部長。

指導担当部長（三品孝之君）

それでは、議案第 16 号あきる野市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

提案理由でございますが、国が全ての公立学校において学校運営協議会制度の導入を進めている中、本市では教育基本計画（第 3 次計画）におきましても学校運営協議会を設置している学校であるコミュニティ・スクールの導入を位置づけており、その準備を進めているところであります。そのため学校運営協議会を設置することに伴う規定を整備する必要がありますことから、あきる野市いじめ防止対策推進条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、指導担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

それでは、改正内容についてご説明いたします。

あきる野市学校運営協議会規則の制定に伴い、令和 6 年 4 月以降は、学校運営協議会を設置する学校には学校評議員を置かないこととなり、学校運営協議会制度と学校評議員制度のどちらか一方の制度を運用することとなります。

このことから、標記条例に規定するあきる野市学校いじめ問題調査委員会の委員の例示に、学校評議員と並列の関係で学校運営協議会の委員を加えるため、標記条例の一部を改正するものであります。

第16条関係につきましては、学校評議員を学校運営協議会の委員または学校評議員に改めることを規定します。

改正内容は以上となります。

施行日につきましては、公布の日となります。

説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

ただいま説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。日程第1 議案第16号あきる野市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第16号あきる野市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第17号あきる野市学校運営協議会規則を上程します。

説明を指導担当部長にお願いします。

指導担当部長。

指導担当部長（三品孝之君）

それでは、議案第17号あきる野市学校運営協議会規則について説明させていただきます。

提案理由でございますが、先ほどもご説明させていただきましたとおり、国が学校運営協議会制度の導入を進めている中、本市におきましても教育基本計画（第3次計画）に学校運営協議会を設置している学校であるコミュニティ・スクールの導入を位置づけ、学校運営協議会の導入に向け準備を進めております。

このことに伴い、学校運営協議会に関し、必要な事項を定めるため、あきる野市学校運営協議会規則を制定するものでございます。

詳細につきましては、指導担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

それでは、主な制定内容について説明させていただきます。

まず、第2条、設置につきましては、学校運営協議会は教育委員会が所管する学校ごとに置くものとします。ただし、この規定にかかわらず、実態に応じて教育委員会が認める場合、例えば中学校区の2以上の学校に1つの学校運営協議会を置くことができることを

規定します。

次に、学校運営に関する基本的な方針の承認、第3条関係につきましては、学校運営協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校の校長は、第1号から第3号までの事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得るものとするを規定します。

続いて、学校運営に関する意見の申出、第4条関係につきましては、第1項、学校運営協議会対象学校の運営全般について、教育委員会または校長に対して意見を述べることができる。第2項、学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者である東京都教育委員会に対して意見を述べるができる。この場合、当該職員が都費負担教職員であるときは市教育委員会を経由するものとする。第3項、学校運営協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとするを規定します。

次に、学校運営等に関する評価、第5条関係につきましては、学校運営協議会は対象学校の運営状況等について、毎年度評価を行うものとするを規定します。

次に、委員、第7条関係につきましては、第1項、学校運営協議会は、委員15人以内をもって組織する。第2項、学校運営協議会の委員は、第1号から第6号のうちから教育委員会が任命する。第3項、対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。第4項、委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の職員とすることを規定します。

そのほかにつきましては、記載のとおり規定しております。主な制定内容につきましては以上となります。

施行日につきましては、公布の日となります。

説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何かご質問等ございますでしょうか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

第5条の学校の評価について、毎年度評価をするということなんですけれども、この学校運営協議会自体は学校ごとに内容が違おうと思いますが、評価基準というのはそれぞれの学校でつくるものなんでしょうか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

評価の基準につきましては各学校で作成していくものでございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（小西フミ子君）

分かりました。

教育長（丹治 充君）

そのほかいかがでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

ありがとうございます。今現行の状況では、各学校に評議員という方がいらっしゃる、その方が学校の評価を行っていると思います。このコミュニティ・スクールに移行して、学校運営協議会の委員となると、現行の評議員と学校運営協議会の委員の違いというものがわかりづらいので、その辺の説明をお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

まず、学校評価につきましては、現在学校評議員が担っている学校評価につきましては、学校運営協議会が設置された学校においては学校運営協議会委員が評議員に代わって行うこととなります。学校運営協議会と学校評議員の違いにつきましては、学校運営協議会は合議制の機関で組織であり、法律に基づいて学校運営や教職員の配置について関与する一定の権限が付与されており、校長は協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施することとなります。一方、学校評議員につきましては、校長の求めに応じて個人としての立場で学校運営に関する意見を述べるということの違いがございます。

以上です。

教育長（丹治 充君）

いかがでしょうか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

よろしいですか。

教育長（丹治 充君）

田野倉委員。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

今までよりももっと学校の運営に地域の住民が関わっていくというようなイメージでよろしいのでしょうか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

そのとおりでございます。評議員は、あくまで校長の求めに応じて、必要なときに学校に対する意見を述べるというものに対して、学校運営協議会は学校によって運営協議会を開く頻度が異なることになるんですけども、学校運営協議会の委員は、その委員会の中で様々な学校運営について一緒に協議して、一緒につくっていくというところで、より学校運営に参画していく要素が強くなっていくこととなります。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい、ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

そのほかございますでしょうか。

委員（小西フミ子君）

よろしいですか。

教育長（丹治 充君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

すみません。前のページ、第2条に支援及び協力を促進すると書いてありますが、具体的にはどのようにされるのですか？地域の方たちの協力とかを……

教育長職務代理人（田野倉美保君）

第2条の3行目ですか。

委員（小西フミ子君）

そうですね。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

促進の具体策といいますと……

委員（小西フミ子君）

どのように促進していくのかなど。各学校の校長先生とか、そういう方たちが地域の方に、例えばなっていたらいいとか、そういうふうな当たりの仕方をするのか、そういった点がちょっと分からなかったんです。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

学校によって、また、その人によって様々あるかと思います。例えば今現在学校評議員をされている方が、そのまま学校運営協議会の委員としてなられる場合もあります。また、ふだんから様々なところで学校運営に協力してくれているような方、ご理解いただいている方に校長からお願いして委員になっていただくというような場合もございます。ですので、一律評議員がそのまま協議会の委員になるというのではなくて、あくまで学校運営に参画してくださる方というのを、学校長が直接お願いして人選をするというような形で進める予定でございます。

教育長（丹治 充君）

支援及び協力のところですね。

委員（小西フミ子君）

そうですね。ありがとうございます。校長先生、学校によってやり方もみんな違うということですね。同じようなことをするんだけど、やり方は校長先生次第という形ですね。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

そのとおりでございます。学校ごとによって、実情に合わせて行ってまいります。

委員（小西フミ子君）

ありがとうございます。すみません。

教育長（丹治 充君）

それでは、補足ですね。

指導担当部長。

指導担当部長（三品孝之君）

申し訳ございません。こちらに記載されている第2条の条文のところの地域住民等の学校運営への参画並びに支援及び協力を促進ということですが、委員の設定に関する促進だけではございません。協議会の定期的な開催の中で、例えば年度当初は経営の方針、また教育課程、適宜学校での状況を情報提供する中で協議を行い、ご意見いただきながらということで、この辺りの規定については各学校共通しております。内容については、学校ごとにそれぞれの校長の方針等で違ってはありますが、そういったような形で共通するところと学校ごとに独自性のあるものと使い分けながら参画していただく、そういったような形で促進を考えております。

委員（小西フミ子君）

分かりました。ありがとうございます。すみません。

教育長（丹治 充君）

そのほかご質問等ございますか。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

質問の仕方が難しいんですけども、今回の運営協議会にどのような方になるかという、任命されるかというのは第7条に書いてあるかと思えます。順番がどうということはないんですけども、こちらを見ますと地域の住民、それから児童又は生徒の保護者、そして地域学校協働活動推進員、校長、教職員という順で書いてあります。こういうのって重要度というか、そういったようなもので順番というのがあるのかなというふうに私は大体読むんですが、第2条を見ますと、保護者、地域住民という順で、保護者が先に来ている。どちらが先である必要があるということはないですが、その辺りというのはやはりこの運営協議会をどういう人たちに見てもらおうんだという、だからこの順序というのがやはり出てくるのではないのかなと私は思うので、どちらかに合わせて住民、保護者と書くのか、保護者、住民と書くのか、その辺を合わせたほうがいいのかというふうに思います。

それが1点と、委員15人以内という、この15人というのはどういうところから来ている数字なのでしょう。生徒、児童数が多い学校もあれば少ない学校もありますので、その点につきましてお伺いさせていただきたいと思えます。

2点です。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

まず、1点目につきましては、おっしゃるとおりだと思います。表記につきましては保護者と地域住民、住民と保護者という順番というところはすみません、精査して7条のところの順番というところを、この優先順位ということで載せたわけではないんですけれども、表記として今後参考にさせていただこうと思います。

2つ目の委員の人数につきましては、15人以内としておりますので、必ず15人ではないといけないということではなく、学校の規模等に応じて学校のほうで人数は柔軟にできるようにしております。ただ近隣等のコミュニティ・スクールが導入されている地区も参考にさせていただき、最大でこれぐらいになるだろうということで15人以内というふうにさせていただいたところでございます。

以上です。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

では、重ねて質問させていただきます。現在の評議員の数というのは、どのぐらいになっているか教えていただけますでしょうか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

学校によって異なります。おおむね10人だったかと。

委員（坂谷充孝君）

では、質問変えていいですか。

申し訳ございません。質問の仕方が悪かったので、評議員については何人以内という規定はあるのでしょうか。

教育長（丹治 充君）

評議員の委員数ですね。

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

評議員につきましては、10人以内となっております。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。評議員が10人以内となっているという、そこに恐らく校長や教職員が入っていないんだと思うのですが、それを含めて15人以内というのは、これまでの人数とそう変わらないところで行くんだなということが分かりましたので、それで結構です。ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

そのほかご質問ございますか。

委員（坂谷充孝君）

1点よろしいですか。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

私が先ほど質問いたしました委員の方の順序ということにつきましては、特に順序はないということで、その記載を訂正する必要はないと思います。確認できましたので、それで結構でございます。ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

分かりました。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、質問もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。日程第2 議案第17号あきる野市学校運営協議会規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第17号あきる野市学校運営協議会規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第18号令和5年度あきる野市教育委員会所管予算（第6号補正）についてを上程します。

それでは、説明を教育部長と生涯学習担当部長にお願いします。

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

それでは、議案第18号令和5年度あきる野市教育委員会所管予算（第6号補正）について説明させていただきます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和5年度あきる野市教育委員会所管予算（第6号補正）について、教育委員会の意見を求めるものでございます。

学校教育関係につきましては、私から説明させていただきます。

それでは、まず歳入のほうをご覧ください。第15款国庫支出金、02国庫補助金、06教育費国庫補助金の説明欄、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金420万円と第16款都支出金、02都保存金、07教育費都補助金の説明欄、GIGAスクール運営支援センター整備支援事業補助金140万円につきましては、GIGAスクール構想をより推進していく体制の支援として導入している情報機器の保守など、民間事業者に委託している経費の一部を国及び東京都が補助するものであり、既に当初予算で計上している小中学校の校内LAN保守委託料及びタブレット保守委託料の財源として計上するものでございます。

同じく第16款都支出金、02都補助金、07教育費都補助金の説明欄、公立学校遊具等安全対策支援事業補助金41万3,000円は、歳出予算に計上した小学校遊具基準点検業務委託の財源として10分の10の補助を計上するものでございます。

また、説明欄の米粉パンなどの国産食材を活用した食育支援事業補助金74万8,000円は、東京都教育委員会が推進する国産食材を給食に活用した食育の取組として、歳出予算に計上した米粉パンの活用と食育支援機器整備などに要する経費の財源として計上するものでございます。

続きまして、歳出の表をご覧ください。第10款教育費、02小学校費、01学校管理費の事業名、小学校維持管理経費、89万4,000円の追加は、教員の時間外勤務の負担軽減に向け、学校に設置している電話機に取りつける音声自動応答装置の購入経費を計上するものでございます。

また、事業名、小学校維持管理一括経費（施設管理）721万3,000円の追加は、校舎の空調設備に故障が発生したことや6月の大雨により漏水が生じ、補修が必要となったことで今後緊急補修等に対する予算の不足が見込まれることから、修繕料680万円を計上することと併せまして、児童が使用する校庭の遊具につきまして、事故が発生しないよう遊具の安全に関する基準に基づく点検を実施するために必要な経費41万3,000円を計上するものでございます。

次に、目02教育振興費の事業名、小学校教育振興経費24万1,000円の追加は、東秋留小学校に対し地元の事業所から教育振興のための指定寄附を受け、それを財源にプロジェクター2台を購入する経費を追加するものでございます。

また、事業名、小学校運営に要する経費88万6,000円は、学校運営協議会の設置に要する経費として、委員報酬、講師等謝礼、消耗品費、通信運搬費を新たに計上するものでございます。

次に、項03中学校費、01学校管理費の事業名、中学校維持管理経費55万7,000円の追加は、小学校費同様、中学校に設置している電話機に取りつける音声自動応答装置の購入経費を計上するものでございます。

また、説明欄、中学校維持管理一括経費（施設管理）570万円の追加は、小学校費と同様に校舎の空調設備に故障が発生したことや6月の大雨により漏水が生じ、修繕が必要となったことで今後緊急補修等に要する予算に不足が見込まれることから、修繕料を追加計上するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、次に目02教育振興費の事業名、中学校教育振興経費14万6,000円の追加は、西中学校の走り高跳び用のマットの専用カバーが破損したことから、その購入経費を計上するものでございます。

また、事業名、中学校運営に要する経費51万4,000円は、小学校費と同様、学校運営協議会の設置に要する経費を新たに計上するものでございます。

次に、項06学校給食費、02学校給食事業費の事業名、学校給食事業経費、秋川及び五日市で、それぞれ70万8,000円及び4万円は、東京都教育委員会が推進する国産食材を給食に活用した食育の取組として、米粉パンの提供に要する経費と併せまして、地産地消に対する子どもたちへの理解や関心を高めるため、栄養教諭が食育事業に用いる教材の作成委託経費や情報機器の購入経費を東京都の補助金を財源に計上するものでございます。

学校教育に関する補正予算の説明は以上でございます。

教育長（丹治 充君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（遠藤文寛君）

私からは、生涯学習関係の補正予算についてご説明させていただきます。

04の社会教育費をご覧ください。04公民館費、公民館運営管理経費326万6,000円の増額補正につきましては、中央公民館の第9研修室のエアコンに不具合が生じ、改修する必要があることから、空調機の入れ替えを行うものです。また、昨年指定寄附を受け、その寄付でポータブル音響機器を購入するものです。空調設備改修工事275万円、備品購入費51万6,000円を合わせて326万6,000円になります。

続いて、05図書館費、中央図書館維持管理経費19万8,000円の増額補正につきましては、自動出納書庫の定期点検の際、クレーンスライドフック用ギア部に経年劣化が見られたため、部品交換を行うものです。

次に、立体駐車場維持管理経費24万円の増額補正につきましては、定期点検の際に、消火器ボックスのベル不鳴動及び粉末消火設備ボックスの扉の破損が指摘されたため、交換するものになります。

続いて、05保健体育費、02体育施設費、五日市ファインプラザ運営管理経費172万6,000円の増額補正につきましては、消防設備の修繕に伴うもので、屋内消火栓、誘導灯及び誘導標識、自動火災報知設備等になります。また、いきいきセンター運営管理経費310万2,000円の増額補正につきましては、コロナ禍前に利用が戻ってきていることにより、使用量が増加したことに加え、昨今の原油価格・物価高騰等の影響によるものです。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何かご質問などはありますか。

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

教えてください。05保健体育費の02体育施設費のいきいきセンター運営管理経費で上下水道量の増加ということですが、主な要因等についてつかんでおられましたらお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（一瀬秀和君）

いきいきセンター光熱水費の増加につきまして、ご説明をさせていただきます。大分利用者が戻ってきており、特にプールの利用がございます。4月から6月の利用を昨年と比べますと約倍近くになります。利用が増えるとシャワーの利用などにも反映されますので、水道量についてはそちらの増加が要因かと思えます。光熱費につきましても、予測よりも大分利用が増えているところに価格の高騰が加わりまして、当初の見込みより必要に

なったということで、今回計上させていただくものです。よろしく申し上げます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（岡部秀敏君）

ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

そのほかございますか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

02教育振興費の学校運営協議会委員報酬は、まだ人数が決まっていないけれども、こういう予算を立てたということだと思います。あと次に講師等謝礼3万円ありますけれども、この講師は何名ですか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

まず、委員報酬につきましては、最大の15人ということで1人当たり1,500円の15人分で最大値で計算しております。また、講師等謝礼、講師の人数につきましては、この講師というのは各学校ではなくて、教育委員会が大学教授であったり、あと国のコミュニティ・スクールの専門家等を講師として招聘した場合を想定しておりますので、1回もしくは2回というような回数で考えております。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（小西フミ子君）

分かりました。ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

そのほか何かございますか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

今の学校運営協議会委員報酬についてですが、第6号補正でこの金額を補正しているというのは、今年度中に運営協議会が発足して、その委員が参加するような会議が始まるという考え方なのでしょうか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

さようございます。今のところ計画では1月に発足し、1月から3月の中で各学校は来年度、令和6年度の教育課程の編成に対して承認をしていただくということが必要になってくるため、今年度から発足するというような計画でおります。

以上です。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

そのほかございますか。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。日程第3 議案第18号令和5年度あきる野市教育委員会所管予算（第6号補正）については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第3 議案第18号令和5年度あきる野市教育委員会所管予算（第6号補正）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 議案第19号あきる野市産業文化複合施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問についてを上程します。

それでは、説明を生涯学習担当部長にお願いします。

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（遠藤文寛君）

それでは、議案第19号あきる野市産業文化複合施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問についてご説明いたします。

提案理由でございます。あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、あきる野市産業文化複合施設であるあきる野ルピアの指定管理者の指定を受けようとする下記団体から申請があり、同条例第4条第1項の規定により指定管理者の候補者として選定するため、同条第2項の規定により、あきる野市指定管理者選定委員会に諮問したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

下記をご覧ください。指定管理者の指定申請のあった団体は1団体でございます。株式会社コンベンションリンクージでございます。こちらは、現在の指定管理者となります。7月11日の説明会には2社の参加がありましたが、申請については1社となりました。所在地等につきましては、記載のとおりでございます。

なお、あきる野ルピアにつきましては、前回の公募により指定した日から起算して今年度末において10年となることから、あきる野市公の施設に係る指定管理者制度の運用指針に基づき、公募により指定管理者の候補者を選定するものでございます。

ちなみに、あきる野ルピアにつきましては、平成21年から指定管理となり、現在の指定管理者は平成26年からとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何かご質問等はございますか。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。日程第4 議案第19号あきる野市産業文化複合施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。日程第4 議案第19号あきる野市産業文化複合施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 議案第20号あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問についてを上程します。

それでは、説明を生涯学習担当部長にお願いいたします。

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（遠藤文寛君）

それでは、議案第20号あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問についてご説明いたします。

提案理由でございます。あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、あきる野市体育施設である五日市ファインプラザの指定管理者の指定を受けようとする下記団体から申請があり、同条例第4条第1項の規定による指定管理者の候補者として選定するため、同条第2項の規定により、あきる野市指定管理者選定委員会に諮問したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

下記をご覧ください。指定管理者の指定申請のあった団体は1団体でございます。シンコースポーツ・アズビル共同事業体でございます。こちらは、現在の指定管理者となります。7月20日の説明会においては3社の参加がありましたが、申請については1社となりました。構成団体、所在地等につきましては、記載のとおりでございます。

なお、五日市ファインプラザにつきましては、前回の公募により指定した日から起算して今年度末において5年となるため、公募とすることができましたが、実績となる期間がコロナ禍であることを踏まえ検討しまして、また当初予定していたプール監視システムの故障等の影響もあり、令和4年度の人件費、そして運営費等の増額により損益額がマイナスとなったことから、モニタリングについてもB評価となり、再度公募することが適切と判断し今回公募としたものでございます。

ちなみに、五日市ファインプラザにつきましては、平成21年から指定管理となり、シンコースポーツ自体は当初からですが、構成団体については変わってきております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などはございますか。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。日程第5 議案第20号あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。日程第5 議案第20号あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問については、原案のとおり承認されました。

続きまして、教育長及び教育委員報告に移ります。

それでは、私のほうから4点ほど報告したいと思います。

1点目は、栗原市中学生友好親善交流会が4年ぶりに開催されました。今年は本市の中学生が栗原市を訪問しまして、生徒会交流会が行われました。私のほうは、栗原市の親善交流を大切にされている様子が見られましたので、開会式のみ出席して戻ってまいりました。

2点目は、大島・子ども体験塾が開催される予定でしたが、台風7号による影響で安全確保の観点から中止となり、選抜されていた子どもたちは非常に残念な思いだったというふうを受け止めております。

3点目は、小学校の児童、4年生、5年生、6年生による4泊5日の行程で、あきる野サマーチャレンジ100キロ走破が中学生、高校生、大学生、一般の方がサポートと帯同の下に実施されました。以前には、都立の秋川高校が夜間行軍を行われておりましたけれども、そのときの目的が辛抱強く歩き切るといような意思や忍耐力を育てるといようなことで、学校行事の一環で行われていました。このたびのあきる野市の小学生の表情には、この100キロ走破を行いまして、やり切った満足感が得られたと、そういう表情が一人一人のお子さんたちから感じることができました。きっと忍耐強い子どもに育つんだろうというふうに思われました。また、子どもたちのためにボランティアで参加していただいていた遠藤運営委員長ほか会の皆さん方の子どもたちに対するボランティア精神といえますか、そういう思いに感謝の気持ちでいっぱいといような、そんな思いをして戻ってまいりました。

最後に、4点目はあきる野市の中学生が現在四国で行われております全国中学校体育大会に剣道、陸上競技の種目に出場しております。競技種目によりましては、既に終えているところもあるかもしれませんが、各学校の生徒と部活動顧問の先生方、本当に一生懸命にこの夏頑張ってくださいました。陸上競技のほうからも今後吉報が届くかもしれません。

私のほうの報告は以上でございます。

そのほか委員の皆様からのご質問等ございますか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

ただいまの報告について、何か質問ありますか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問がないようですので、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程についてご案内をお願いいたします。

教育総務担当課長。

教育総務担当課長（石川尚昭君）

それでは、今後の日程等についてご案内をさせていただきます。

まず初めに、明日8月24日木曜日、東京都市町村教育委員会連合会第2回常任理事会、第2回理事会、第1回理事研修会が東京自治会館にて開催をされます。こちらにつきましては、小西委員に出席をお願いしておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、9月19日火曜日、一の谷小学校の学校訪問を予定しております。よろしくをお願いいたします。

次に、9月25日月曜日、今度は西中学校の学校訪問を予定しております。よろしくをお願いいたします。

最後になりますが、次回9月の定例会でございます。9月26日火曜日午後2時から、ここ505会議室にて開催をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

私からの案内は以上でございます。

教育長（丹治 充君）

そのほか何かございますか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、ないようですので、以上をもちましてあきる野市教育委員会8月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後2時50分